

教育長並びに教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関

人事委員会事務局

監査委員事務局

警察本部長並びに警察本部及び警察署

労働委員会事務局

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年岩手県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第5号から第13号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p>	<p>(教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第5号から第13号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の取得に係る予定価格の作成に関すること。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p><u>(5) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上の土地開発基金に係る土地の取得の予定価格の作成に関すること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p><u>(7) 債権の管理に関すること（議会の議決に付すべきものを除く。）。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p><u>(9) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の処分に係る予定価格の作成に関すること。</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p><u>(15) 1件の予定又は見積りの価格7,000万円以上の物品の購入に係る予定価格の作成に関すること。</u></p>

(11) [略]

(12) 第8号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(13) [略]

(14) [略]

6・7 [略]

8 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第5号から第13号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 第5項第8号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(3)～(10) [略]

(11) 第2号及び第5項第9号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(12)～(17) [略]

9～19 [略]

(人事委員会事務局の職員に補助執行させる事務)

第5条 [略]

2 前項に掲げる事務について、人事委員会事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(16) [略]

(17) 第12号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(18) [略]

(19) [略]

6・7 [略]

8 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第5号から第13号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 第5項第12号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(3)～(10) [略]

(11) 第2号及び第5項第13号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(12)～(17) [略]

9～19 [略]

(人事委員会事務局の職員に補助執行させる事務)

第5条 [略]

2 前項に掲げる事務について、人事委員会事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産(土地については、2万平方メートル以上のもの)の取得に係る予定価格の作成に関すること。

(3) [略]

(4) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上の土地開発基金に係る土地の取得の予定価格の作成に関すること。

(5) [略]

(6) 債権の管理に関すること(議会の議決に付すべきものを除く。)。

(7) [略]

(8) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産(土地については、2万平方メートル以上のもの)の処分に係る予定価格の作成に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) 第1号、第2号、第6号及び前号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。

(12) 第4号、第8号及び第9号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(13) [略]

3 第1項に掲げる事務について、人事委員会事務局職員課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 前項第8号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(8)～(18) [略]

4 [略]

(監査委員事務局の職員に補助執行させる事務)

第6条 [略]

2 前項に掲げる事務について、監査委員事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) 1件の予定又は見積りの価格7,000万円以上の物品の購入に係る予定価格の作成に関すること。

(16) 第1号、第3号、第10号及び第14号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。

(17) 第7号、第12号及び第13号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(18) [略]

3 第1項に掲げる事務について、人事委員会事務局職員課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 前項第12号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(8)～(18) [略]

4 [略]

(監査委員事務局の職員に補助執行させる事務)

第6条 [略]

2 前項に掲げる事務について、監査委員事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の取得に係る予定価格の作成に関すること。

(3) [略]

(4) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上の土地開発基金に係る土地の取得の予定価格の作成に関すること。

(5) [略]

(6) 債権の管理に関すること（議会の議決に付すべきものを除く。）。

(7) [略]

(8) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の処分に係る予定価格の作成に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) 第1号、第2号、第6号及び前号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。

(12) 第4号、第8号及び第9号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(13) [略]

3 第1項に掲げる事務について、監査委員事務局監査第一課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 前項第8号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(10)～(22) [略]

(警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務)

第7条 [略]

2 [略]

3 前2項に掲げる事務について、警察本部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) 1件の予定又は見積りの価格7,000万円以上の物品の購入に係る予定価格の作成に関すること。

(16) 第1号、第3号、第10号及び第14号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。

(17) 第7号、第12号及び第13号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(18) [略]

3 第1項に掲げる事務について、監査委員事務局監査第一課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 前項第12号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(10)～(22) [略]

(警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務)

第7条 [略]

2 [略]

3 前2項に掲げる事務について、警察本部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の取得に係る予定価格の作成に関すること。

(4) [略]

(5) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上の土地開発基金に係る土地の取得の予定価格の作成に関すること。

(6) [略]

(7) 債権の管理に関すること（議会の議決に付すべきものを除く。）。

(8) [略]

(9) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の処分に係る予定価格の作成に関すること。

(10) [略]

(11) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) 第2号、第3号、第10号及び前号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。

(15) 第5号、第11号及び第12号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(16) [略]

(17) [略]

4・5 [略]

6 第1項及び第2項に掲げる事務について、警察本部会計課長の専決できる事項は次のとおりとする。

(1)～(15) [略]

(16) 第3項第11号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(17)～(28) [略]

7～11 [略]

(労働委員会事務局の職員に補助執行させる事務)

第8条 [略]

2 [略]

3 前2項に掲げる事務について、労働委員会事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) 1件の予定又は見積りの価格7,000万円以上の物品の購入に係る予定価格の作成に関すること。

(19) 第2号、第4号、第14号及び第17号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。

(20) 第8号、第15号及び第16号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(21) [略]

(22) [略]

4・5 [略]

6 第1項及び第2項に掲げる事務について、警察本部会計課長の専決できる事項は次のとおりとする。

(1)～(15) [略]

(16) 第3項第15号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(17)～(28) [略]

7～11 [略]

(労働委員会事務局の職員に補助執行させる事務)

第8条 [略]

2 [略]

3 前2項に掲げる事務について、労働委員会事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の取得に係る予定価格の作成に関すること。

(3) [略]

(4) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上の土地開発基金に係る土地の取得の予定価格の作成に関すること。

(5) [略]

(6) 債権の管理に関すること（議会の議決に付すべきものを除く。）。

(7) [略]

<p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) <u>第1号、第2号、第6号</u>及び前号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。</p> <p>(12) <u>第4号、第8号</u>及び<u>第9号</u>に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>4 第1項に掲げる事務について、労働委員会事務局審査調整課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>前項第8号</u>に規定する以外の国庫支出金に関すること。</p> <p>(10)～(21) [略]</p>	<p>(8) <u>1件の評価額7,000万円以上の普通財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の処分に係る予定価格の作成に関すること。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) <u>1件の予定又は見積りの価格7,000万円以上の物品の購入に係る予定価格の作成に関すること。</u></p> <p>(16) <u>第1号、第3号、第10号</u>及び<u>第14号</u>に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。</p> <p>(16) <u>第7号、第12号</u>及び<u>第13号</u>に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>4 第1項に掲げる事務について、労働委員会事務局審査調整課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>前項第12号</u>に規定する以外の国庫支出金に関すること。</p> <p>(10)～(21) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。